

今後の長時間労働対策について

長時間労働削減推進本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

⇒ 大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 労働基準局長

過重労働等撲滅チーム

① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施

- i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
- ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。

② 相談体制の強化

③ 労使団体への要請

④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に設置
（平成27年1月予定）

省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

働き方改革推進本部

（本部長 都道府県労働局長）

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

〈協力要請・連携〉

- ・ 都道府県
 - ・ 市町村
 - ・ 事業主団体
 - ・ 労働団体
- 等

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置（平成27年1月設置）

企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成

- 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、**地域のリーディングカンパニー**を訪問
企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ
働き方・休み方コンサルタントによる企業に対する助言等の支援
- 企業における**先進的な取組事例の収集、周知**

先進的な取組事例等について、本省**ポータルサイト**を活用して**情報発信**（平成27年1月本省に開設）

- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

◆企業の自主的な働き方の見直しを推進

◆地域における働き方改革の気運の醸成

平成27年1月からの取組について（過重労働等撲滅チーム）

1 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

- ① 時間外労働時間数が1か月100時間を超えていると考えられる事業場
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場

を対象とした、労働基準監督署による**監督指導（立入調査）の徹底**

⇒ 監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、指導

⇒ 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応（送検した場合には企業名等を公表）

2 インターネットによる情報監視

- 本省が**インターネット上の求人情報**等を監視し収集し、その情報（※）を**労働基準監督署**による**監督指導**等に活用（平成27年度からの本格実施に向けて、**平成27年1月**から試行的に実施）

※ 高収入を謳うもの、求人を繰り返し行うもの等の過重労働等が疑われる求人事案に着目し、本省が収集した過重労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に係るもの

3 メンタルヘルス対策の強化

- メンタルヘルスの一層の向上を目指し、**都道府県労働局**において以下の取組を実施

- ① ストレスチェック制度の**周知**（改正労働安全衛生法により平成27年12月から施行）
- ② ストレスチェック及び面接指導等を行う医師、保健師等に対する**研修**（平成27年度からの実施に向けて、**平成27年1月**から準備）